

伊達市の債権の管理に関する条例(案)の制定に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市の債権の管理に関する条例(案)に対する意見(パブリックコメント)を募集しました。意見募集期間中、この案件に対して1人の方から1件の意見提出がありました。市では、この意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

貴重なご意見ありがとうございました。

意見募集の案件	伊達市の債権の管理に関する条例(案)の制定について
意見募集の内容	<p>伊達市では市債権の滞納額増加に対応するため、平成24年度に「市税等収納対策会議」を設置し、収納率向上と滞納額縮減に向けた取り組みを進めてきました。</p> <p>その結果、どの債権の収納率も改善の兆しを示していますが、法律上の制約から公債権担当が持つ滞納者に関する情報を私債権担当と共有できず、さらに一歩踏み込んだ納付交渉が行えないといった問題が浮かび上がってきました。</p> <p>そのため、市民負担の公正公平の確保と円滑な行財政運営に役立つことができるよう、伊達市として、市の債権の管理のあり方や徴収(収納)方法、徴収不能な債権の処理などについて、どの債権の根拠法令にも定められていない一定の統一的ルールを定めた「伊達市の債権の管理に関する条例(案)」を制定するものです。</p> <p>関係資料</p> <ul style="list-style-type: none">• 伊達市の債権の管理に関する条例(案)概要版(PDF:273KB)• 伊達市の債権の管理に関する条例(案)(PDF:201KB)
意見募集の期間	平成29年10月2日(月曜日)から10月31日(火曜日)(30日間)
意見募集の結果	伊達市の債権の管理に関する条例(案)の制定に対する意見募集結果(PDF:196KB)